

令和8年11月1日執行
茅ヶ崎市長選挙

市長選挙のしおり

(政治活動)

茅ヶ崎市選挙管理委員会

は じ め に

この「しおり」は、令和８年１１月１日に執行される茅ヶ崎市長選挙において確認団体が政治活動を行うための各種の手續や、政治活動について注意願うべき事項等をまとめたものです。もとより、これをもって十分とするものではありませんが、各種の届出、申請等又は法令の解釈に疑問の点がありましたら選挙管理委員会へお問い合わせください。

令和８年９月

茅ヶ崎市選挙管理委員会

＝＝

凡 例

法-----公職選挙法

令-----公職選挙法施行令

執規-----公職選挙法令執行規定（市）

目 次

	ページ
政 治 活 動 に つ い て・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第一 確認団体となるには・・・・・・・・	1
1 確認団体となるための要件・・・・・・・・	1
2 確認団体となるための手続・・・・・・・・	1
第二 確認団体が行う政治活動とその手続・・・・・・・・	2
1 政談演説会・・・・・・・・	2
2 街頭政談演説・・・・・・・・	3
3 政治活動用自動車・・・・・・・・	4
4 政治活動に使用する拡声機・・・・・・・・	4
5 政治活動用ポスターの掲示・・・・・・・・	5
6 政治活動用立札及び看板の類の掲示・・・・・・・・	6
7 政治活動用ビラ（これに類する文書図画を含む）の頒布・・・・・・・・	7
8 政治活動のための連呼行為・・・・・・・・	8
9 特定候補者の氏名等の記載の禁止・・・・・・・・	8
10 政党その他の政治団体の機関紙誌・・・・・・・・	9
11 文書図面の撤去及び交付物品の返却・・・・・・・・	10

政 治 活 動 に つ い て

政治活動とは、一般には政治上の目的をもって行われる一切の活動、すなわち政治上の主義、施策を推進し、支持し若しくは反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う一切の行為を総称するものであるといえます。したがって、一般的には、特定の候補者の当選を図るために行う選挙運動にわたる活動をも含むものと解されています。

しかしながら、公職選挙法においては、「政治活動」と「選挙運動」を理論的に区別し、「政治上の目的をもって行われるすべての行為の中から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為をいう」ものとされています。

このような前提のもとに、特定の選挙が行われるときに、その選挙の自由公正を確保するため、その選挙の期間中、選挙運動とまぎらわしい特定の政治活動を規制するとともに、一定の条件に該当する政党その他の政治団体について一定の条件のもとに政治活動を認めようとするものです。

市長選挙においても、一定の条件を有する政党その他の政治団体（確認団体）に限り、選挙の期日の告示日から選挙期日の前日までの間、以下に述べるように、一定の制限のもとに特定の政治活動を行うことが認められています。

【第一 確認団体となるには】

1 確認団体となるための要件

政党その他の政治団体で、市長選挙における「所属候補者」又は「支援候補者」を有すること（法第201条の9第1項ただし書き）

◎「所属候補者」とは、立候補に際して、特定の政党その他の政治団体に所属する旨の届出をした者をいいます。

◎「支援候補者」とは、立候補届出書にはいずれの政党その他の政治団体にも所属しない（いわゆる無所属）として届け出られているが、政党その他の政治団体がこれを推薦し又は支持することとしている候補者をいいます。

（注意） 政治団体は、「政治団体設立届」を神奈川県選挙管理委員会へ届け出ておく必要があります。（政治資金規正法第6条第1項）

2 確認団体となるための手続

(1) 「政治団体確認申請書」により、選挙管理委員会に対して申請してください。

（法第201条の9第3項）（令第129条の4第2項）

(2) 「政治団体確認申請書」の提出にあたっては、次のことにご注意ください。

ア 「政治団体名」は必ず当該政治団体の本部の名称でなければなりません。

イ 「所属候補者」については、立候補の届出に際し、「所属党派証明書」を交付し、立候補届出書に当該政党その他の政治団体に所属している旨を記載した者に限られます。

ウ 「支援候補者」については、当該政党その他の政治団体の支援候補者とされることについての候補者本人の同意書を添付しなければなりません。

(3) 確認書の交付

一定の要件を備える政党その他の政治団体から確認申請があった場合、選挙管理委員会から確認書を交付します。

ただし、一の政党その他の政治団体の所属候補者又は支援候補者とされた者は、それ以外の政党その他の政治団体の所属候補者又は支援候補者とされることはできません。

したがって、このような場合には「確認書」は交付されません。

(4) 確認書の交付と同時に交付されるもの

ア 政治活動用自動車表示板 1 枚

イ 政治活動用ポスター証紙交付票 1 通

【第二 確認団体が行う政治活動とその手続】

確認書の交付を受けた政党その他の政治団体（以下「確認団体」という）は、一定の制限のもとに、特定の政治活動を行うことができます。以下、主に、政治活動における手続と注意すべきことを中心として記載してあります。

1 政談演説会

政談演説会とは、確認団体はその政治活動として政策の普及・宣伝を目的として行う演説会をいいます。

(1) 開催回数は、2 回以内（法第 201 条の 9 第 1 項第 1 号）

(2) 開催手続

あらかじめ「政談演説会開催届」によって、選挙管理委員会に届け出なければ開催することはできません。（法第 201 条の 11 第 2 項、令第 129 条の 5 第 2 項）

(3) 上記の開催届があった場合、選挙管理委員会から「政談演説会告知用立札看板類表示板」が交付されます。枚数は、1 回の政談演説会ごとに 5 枚です。

（法第 201 条の 9 第 1 項第 5 号イ）

(4) 周知の方法

ア 立札及び看板の類

1 回の政談演説会ごとに通じて **5 個以内**に限り掲示することができます。

この立札看板には前記 (3) の表示板を貼らなければなりません。

(法第 201 条の 11 第 8 項)

イ ポスター、ビラ（これに類する文書図画を含む）及び連呼行為による周知は、それぞれの項に述べるような規制があります。

(法第 201 条の 13 第 1 項ただし書き)

ウ その他、何ら政治活動として規制を受けない手段による周知は自由で、例えば、インターネット、ラジオ、新聞、パンフレット等によることは差し支えありませんが、特定の候補者の氏名又は氏名が類推される事項を用いた方法で周知することはできません。

(法第 201 条の 13 第 1 項第 2 号)

2 街頭政談演説

街頭政談演説は、確認団体が街頭又はこれに類似する一般に公開された場所で、政策の普及・宣伝のために通行人等に対して行う演説をいいます。

(1) 演説の回数については回数の制限はありません。

(2) 演説の場所

街頭又はこれに類似する一般に公開された場所で、しかも確認団体が使用を認められた「政治活動用自動車」の停止した車上及びその周囲においてのみ行うことができます。

(法第 201 条の 9 第 1 項第 2 号)

(3) 時間の制限

午後 8 時から翌日午前 8 時までの間は禁止されています。

(法第 201 条の 12 第 1 項)

また、長時間にわたり同一の場所にとどまっていることのないように努めなければなりません。

(法第 201 条の 12 第 3 項)

(4) 静穏保持の義務

学校、病院、診療所その他療養施設の周辺では静穏の保持に努めなければなりません。

(法第 201 条の 12 第 3 項)

(5) 街頭政談演説の態様

停止した自動車の車上又はその周囲において行われる政談演説であっても、その開催についてあらかじめ周知されており、ある程度一般の通行から遮断された場所において多数の聴衆を集めて開催され、演説会としての実態を備えているものは、街頭政談演説ではなく、政談演説会としての規制を受けることになります。

3 政治活動用自動車

確認団体の政策の普及及び演説会の告知のために使用される自動車をいいます。

(1) 使用台数 1台 (法第201条の9第1項第3号)

(2) 自動車の種類については制限がありません。

(3) 自動車の表示板

選挙管理委員会から確認書を交付する際にあわせて「政治活動用自動車表示板」を交付しますので、それを自動車の前面その他外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しておかなければなりません。 (法第201条の11第3項)

(4) 自動車に掲示することができる文書図画の制限

ア 選挙運動にわたる文言を含む立札看板の類は掲示できません。

イ 当該選挙区の特定期候補者の氏名の記載又はその氏名が類推される事項は記載できません。

ウ ポスターの使用制限（5頁「政治活動用ポスターの掲示」参照）に従わなければなりません。

以上のほかは、政治団体名、政策等を記載した立札、看板を取り付けたり、車体にこれらの記載をしてもさしつかえありません。

(5) 自動車の乗車制限

政治活動用自動車には公職選挙法上の乗車制限はありません。

(6) 交通取締法規による制限

貨物自動車を使用する場合の荷台乗車や、自動車の外部に立札看板の類をとりつけたりする場合は、交通法規による制限がありますからご注意ください。

4 政治活動に使用する拡声機

確認団体の政策の普及宣伝及び演説会の告知のために使用される拡声機をいいます。
この拡声機は、次の場合に使用する事が認められます。

(法第201条の9第1項第3号の2)

ア 政談演説会の会場において使用する場合

イ 街頭政談演説の場所において使用する場合

ウ 政治活動用自動車の車上において使用する場合

5 政治活動用ポスターの掲示

確認団体は、選挙期間中においても政治活動用ポスターを掲示することができます。
ただし、選挙期日には新たな掲示をすることができません。

(1) ポスターの規格及び枚数の制限（法第201条の9第1項第4号）

規格 長さ 85センチメートル 幅 60センチメートル以内
枚数 1千枚以内

(2) ポスターの証紙

政治活動用ポスターには選挙管理委員会が交付する「政治活動用ポスター証紙」を貼らなければ掲示することはできません。（法第201条の11第4項）

この証紙は、政治団体の確認書を交付する際に、あわせて、「政治活動用ポスター証紙交付票」を交付しますので、これに必要事項を記入のうえ、証紙を貼るべきポスターの見本2枚（記載内容が異なるポスターがある場合はそれぞれ2枚）を添えて申請してください。（執規第33条）

(3) ポスターの記載内容

ア ポスターには、純然たる政治活動はもちろん、所属候補者又は支援候補者の選挙運動にわたる内容を記載することも許されます。

ただし、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を記載することはできません。

イ ポスターには必ず掲示責任者、印刷者の氏名（法人にあってはその名称）及び住所を記載しなければなりません。また、確認団体の名称を記載しなければなりません。（法第201条の11第5項）

ウ 政党その他の政治団体を表象する図形や記号など、いわゆるシンボルマークのみを印刷した図画を掲示することも、政治活動用ポスターの掲示にあたるものと解されています。

(4) ポスターの掲示箇所

ア 国、地方公共団体が所有し管理するもの、又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には一切掲示することができません。ただし、例外として橋りょう、電柱、公営住宅、地方公共団体の管理する食堂及び浴場に限っては、その管理者の承諾があれば掲示することができます。（法第201条の11第6項）

イ 他人の物件にポスターを掲示するときは、その居住者、居住者がいない場合はその管理者、管理者もいないときはその所有者の承諾を得なければなりません。

（法第201条の11第6項）

6 政治活動用立札及び看板の類の掲示

確認団体は、選挙期間中においても、選挙当日を除いて次の立札及び看板の類を掲示することができます。

- (A) 政談演説会の告知用のもの（１回につき、通じて５枚以内）
- (B) 政談演説会の会場内で使用するもの
- (C) 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの

ただし、政治活動用自動車に取り付けたもの及び政談演説会告知用のものの使用をやめたとき、又は政談演説会が終了したあとは、ただちにこれらの立札及び看板の類は撤去しなければなりません。

（法第２０１条の８第１項第５号）

（法第２０１条の１１第１０項）

(1) 掲示できる枚数

- (A) については、１回の政談演説会ごとに立札及び看板の類を通じて５枚以内。

（以下「１ 政談演説会」２頁参照）

- (B) 及び (C) については枚数の制限はありません。

(2) 立札看板の類の規格

規格については、特に公職選挙法上の制限はありませんが、(C) については交通取締法規による制限があります。

(3) 立札・看板類の記載内容

ア 純然たる政治活動に限られ、投票の依頼又は勧誘にわたるような内容の記載はできません。

イ いかなる名義をもってするを問わず、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することは禁止されています。

（法第２０１条の１３第１項第２号）

ウ (A) については、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。（法第２０１条の１１第９項）

(4) 立札・看板類の掲示箇所

掲示箇所については、「政治活動用ポスターの掲示箇所」（５頁「政治活動用ポスターの掲示」参照）と同じ制限があります。（法第２０１条の１１第６項）

7 政治活動用ビラ（これに類する文書図画を含む）の頒布

選挙期間中に政党その他の政治団体が頒布することのできる政治活動用ビラは、確認団体が選挙管理委員会に届け出た**2種類以内**に限られます。

（法第201条の9第1項第6号）

「ビラ」とは、一定の宣伝目的をもって作成され、不特定多数の人に無償で頒布する文書図画であって、綴られていない一枚刷り程度のものをいいます。したがって、チラシ、リーフレットの類は、「ビラ又はこれに類する文書図画」に含まれますが、雑誌、小冊子等はこれにあたらないと解されています。

(1) ビラの届出

確認団体がビラを頒布しようとするときは、「政治活動用ビラ届出書」に頒布しようとするビラ2枚（異なる種類のビラがある場合はそれぞれ2枚）を添えて、選挙管理委員会に届け出なければなりません。（法第201条の9第1項第6号）

(2) ビラの記載内容

ア 政治活動のほか、所属候補者又は支援候補者の選挙運動のために使用することもできます。しかし、当該選挙区の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することは禁止されています。（法第201条の9第2項）

イ ビラの表面には、当該確認団体の名称、選挙の種類及び公職選挙法第201条の9の規定によるビラである旨を表示する記号を記載しなければなりません。

（法第201条の11第5項）

（例）確認団体の名称 「〇〇〇〇を考える市民の会」

選挙の種類 「茅ヶ崎市長選挙」

公職選挙法第201条の9の規定によるビラの旨 「公職選挙法第201条の9の規定によるビラ」

(3) ビラの頒布方法等

確認団体は、届け出た2種類以内のビラについて、散布に渡るような態様で頒布することはできません。ビラの散布とは、一人ひとりに分け与えることなしに、一時に不特定多数の人を対象にばらまくことであり、例えば自動車の上等からばらまく等がこれにあたります。このようなビラの散布は禁止されていますが、この他の手段方法について格別の制限はありません。しかし、選挙運動のための戸別訪問となるような態様で頒布することはできません。（法第201条の9第1項第6号）

(4) 頒布する場所の制限

国、地方公共団体が所有し、管理する建物においては頒布することはできません。

ただし、職員の居住用建物及び公営住宅では頒布することができます。また頒布できない建物であっても、郵便又は新聞折込の方法によって頒布する場合及び確認団体が政談演説会の会場として使用している場合には、頒布することが認められます。

（法第201条の13第1項第3号）

8 政治活動のための連呼行為

政治活動のための連呼行為は、選挙期間中は禁止されていますが、確認団体が次により行う場合に限り許されています。（法第201条の13第1項ただし書き）

(A) 確認団体が政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合

(B) 午前8時から午後8時までの間に限り、確認団体が使用を認められる政治活動用自動車の上においてする場合

(1) 選挙運動にわたる連呼行為の禁止

確認団体に許されている連呼行為は、政策の普及宣伝や政談演説会の告知のための連呼等、政治活動のための連呼に限られています。したがって、特定の候補者の氏名を宣伝する等の選挙運動にわたる連呼行為は許されません。

(2) 静音保持の義務

街頭政談演説の場合と同じ制限があります。（3頁「2 街頭政談演説」参照）

9 特定候補者の氏名等の記載禁止

政党その他の政治団体がその政治活動として掲示又は頒布する一切の文書図画（新聞紙、雑誌及びインターネットを除く）に、いかなる名義をもってするを問わず、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することは禁止されます。（法第201条の13第1項第2号）

ア 確認団体であると確認団体以外の政治団体であることを問わず適用されます。

イ 「いかなる名義をもってするを問わず」とは、たとえ許された政治活動用ポスターであっても、掲示責任者として候補者の氏名が記載してある場合、そのポスターは掲示することはできません。

ウ 「その氏名が類推されるような事項」とは、例えば、「〇〇株式会社社長」と候補者の氏名の一部を記載してある場合や、候補者の似顔絵を記載してある場合なども類推事項にあたると解されています。

エ 「当該選挙区の特定の候補者」とは、文書図画を掲示又は頒布しようとする政党や政治団体に所属し、あるいはそれらが支援する候補者のみならず、それ以外の候補者又は同時に行われる他の選挙の候補者も含まれます。

10 政党その他の政治団体の機関紙誌

選挙運動期間中は、政党その他の政治団体の機関紙誌は一定の条件を備えたものでなければ、その選挙に関する報道及び評論を掲載することができません。確認団体の機関紙誌で選挙管理委員会に届け出たものに限りです。

（法第201条の15第1項）

（1）機関紙誌とは

機関紙誌とは、政党その他の政治団体が主としてその主義・施策を宣伝し、周知させるために発行する新聞紙又は雑誌をいいます。ビラ、パンフレット、ポスター、壁新聞等とは区別され、新聞あるいは雑誌としての内容、体裁、発行の方法を備えていなければなりません。

（2）機関紙誌の届出

確認団体は、次の要件をそなえた機関紙誌を「政党その他の政治団体の機関紙（誌）届」により選挙管理委員会に届け出たもの各々一種類（以下「届出機関紙誌」という）に限り選挙に関する報道及び評論を掲載することができます。

（3）届出機関紙誌の要件

ア 確認団体の本部で直接発行するものであること。

イ 通常の方法で頒布するものであること。

例えば、団体の内部のみに頒布されていたものを部外者に頒布したり、有償で頒布していたものを無償で頒布する場合などは、通常の方法とはいえません。

ウ 機関新聞紙又は機関雑誌各々一種類に限られます。

（4）機関紙誌の制限

ア 上記の要件を備えた機関紙誌であっても、号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するものには選挙に関する報道、評論を掲載して頒布することができません。

イ 機関紙誌の届出は選挙のつど、各選挙ごとに届け出なければなりません。

ウ 届け出る機関紙誌は、定期的に継続して発行されているものに限らず、不定期に発行しているものでもよい。また、初めて刊行しようとするものでもよい。

しかし、引き続いて発行されている期間が6か月以上かどうかによって頒布の方法に制限があります。（法第201条の15第1項、法第148条第3項）

（5）頒布方法の制限

ア 選挙に関する報道、評論を掲載した届出機関紙誌（号外等を除く）で、届出の前日までに引き続いて発行されている期間が6か月に満たないものは政談演説会の会場における頒布に限られます。それ以外の場所で頒布することは、たとえ通常行っている頒布方法であってもできません。

なお、機関雑誌については、創刊後政談演説会の会場において頒布することを通常の方法としていない限り、政談演説会の会場における頒布も禁止されます。

イ 届出の前日までに引き続いて発行されている期間が6か月以上のものについては、通常の方法（選挙の期日の告示の日の前6か月間において平常に行われていた方法

をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法を含まない。)で頒布することができます。

(6) 掲示方法の制限

届出機関紙誌は、神奈川県選挙管理委員会の指定した場所に掲示することができます。

「昭和25年神奈川県選挙管理委員会告示第13号」(抜粋)

- ・新聞紙を掲示することができる場所

政党その他の政治団体、労働組合、文化目的で結成された諸団体等の発行する機関紙誌については、その本部、支部及びその他の事務所等で当該新聞を掲示することを常例としている場所

- ・雑誌を掲示することができる場所

雑誌の発行所及び販売店で雑誌を掲示することを常例としている場所

(7) 機関紙誌の拡販活動

政党その他の政治活動を行う団体が自動車を使用して行う機関新聞紙及び機関雑誌の普及宣伝については、確認団体が政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用することができる政治活動用自動車を使用して行う場合のほかは、これをすることはできません。

11 文書図画の撤去及び交付物品の返却

(1) 確認団体は掲示した文書図画を次により撤去してください。

ア 政談演説会告知用立札・看板の類及び政談演説会の会場内で使用する文書図画は、その政談演説会が終了したときただちに

イ 所属候補者の選挙運動にわたる内容を記載した政治活動用ポスターを掲示したときは選挙の期日後ただちに

ウ 政治活動用自動車に取り付けた立札及び看板の類は、その使用をやめたときただちに

(2) 確認団体は、選挙管理委員会から交付された物品等を次により返却してください。

ア 「政談演説会告知用立札看板類表示板」は、その政談演説会が終了したときただちに

イ 「政治活動用ポスター証紙交付票」は、政治活動用ポスター証紙の交付が1千枚に達したときただちに

ウ 「政治活動用自動車表示板」は、政治活動用自動車の使用をやめたとき、あるいは選挙の期日後ただちに